

提出用

令和6年分 収支内訳書(営業所得用)

住所	いわき市	氏名	
事業所所在地		業種名	
電話	(自宅) (事業所)	屋号	

- 収支内訳書の該当する箇所に記入してください。また、各項目に該当しないものがある場合は空欄に記入してください。
 ○ 営業所得のある方も帳簿の作成・保存が義務付けられました。この様式は市のホームページにございますので、必要であればご利用ください。

(自 月 日 至 月 日) 年の途中で事業 開始・廃止 (月 日)
 (年の途中で事業を開始又は廃止した方は日付を記入してください。)

(百万) (千)

収入金額	売上金額	①		↳ 裏面「①売上金額」の合計額を記入	
	家事消費金額	②		↳ 原則、販売金額。仕入金額が「販売金額のおおむね70%」の金額のいずれが多い方も可	
	事業消費金額	③		↳ 裏面「③雑収入」の合計額を記入	
	雑収入	③			
	合計(①~③)	④			
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	⑤		↳ 本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します	
	仕入金額	⑥		↳ 裏面「⑥仕入金額」の合計額を記入	
	小計(⑤+⑥)	⑦			
	期末商品(製品)棚卸高	⑧		↳ 本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します	
	差引原価(⑦-⑧)	⑨			
	差引金額(④-⑨)	⑩			
必要経費	給料賃金	⑪		↳ 親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ	
	外注工賃	⑫		↳ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など	
	減価償却費	⑬		↳ 裏面「⑬減価償却費」の合計額を記入	
	貸倒金	⑭		↳ 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失	
	地代家賃	⑮		↳ 店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や家賃など	
	租税公課	⑯		↳ 事業税、固定資産税、自動車税、商工会議所、協同組合などの会費や組合費	
	荷造運賃手数料	⑰		↳ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃	
	水道光熱費	⑱		↳ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費	
	旅費交通費	⑲		↳ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代	
	通信費	⑳		↳ 電話料、切手代、電報料	
	広告宣伝費	㉑		↳ 新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用	
	接待交際費	㉒		↳ 取引先などを接待する茶菓飲食代、取引先などに対する中元、歳暮の費用	
	損害保険料	㉓		↳ 火災保険料、自動車の損害保険料	
	修繕費	㉔		↳ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代	
	消耗品費	㉕		↳ 帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費	
	福利厚生費	㉖		↳ 事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の保険料や掛金	
	リース料	㉗		↳ 事業用で使用する物品等の賃貸借費用	
	雑費	㉘			
			㉙		
			㉚		
	合計(⑪~㉚)	㉛			
	専従者控除前の所得額(㉛-㉛)	㉜			
	専従者控除額	㉝			
	所得金額(㉜-㉝)	㉞			

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族1人につき、次の(1)か(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。)

- (1) 配偶者86万円(その他の親族50万円)
 (2) (㉜の金額) ÷ (1+事業専従者数)

①売上金額（※1）

売上先名	所在地	売上金額
		円
合 計		①

③雑収入

内 訳	金 額
	円
合 計	③

⑥仕入金額

仕入先名	所在地	仕入金額
		円
合 計		⑥

- ※1 令和6年中の売上金額を記入します。なお、売上げ後まだ実際に代金を受取っていない場合でも令和6年中に売り上げたものはすべて令和6年分の売上金額になります。
- ※2 ①売上金額がない場合はこの表からは算出できないため必要経費を記入のうえ申告相談受付会場までお越しください。

⑬減価償却費（※3）

減価償却資産の名称	数量	取得年月	① 取得価額	② 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	④ 償却率	③ 本年中の使用期間	⑤ 本年分の償却費 (②×④×③)	⑥ 事業専用割合	本年分の必要経費 (⑤×⑥)
		年 月	円	円		年		— 月	円	%	円
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
合 計											⑬

- ※3 建物・機械などの資産は耐用年数を基として計算した減価償却費だけがその年の経費になります。なお、取得年月日によって、計算方法が異なりますので注意してください。
- 【平成19年3月31日以前に取得した資産】旧定額法
 <計算式>本年分の必要経費 = ① 取得価額 × 90% × ④ 償却率 × ③ 使用期間 × ⑥ 事業専用割合
- ◇すでに償却が終わっている資産についても、償却が終わった年の翌年以後5年間で1円まで償却します。
- 【平成19年4月1日以降に取得した資産】定額法
 <計算式>本年分の必要経費 = ① 取得価額 × ④ 償却率 × ③ 使用期間 × ⑥ 事業専用割合
- 耐用年数が6年の機器の ④ 償却率は、
 旧定額法の場合・・・0.166
 定額法の場合・・・0.167 となるので注意してください。
 詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

⑮地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃貸物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		円	円
合 計			⑮